

東京都

宅地建物取引業免許申請の手引

新規・更新・変更届等

◆申請に当たっての御注意

- 免許申請書類等の作成は、この説明書をよくお読みの上行ってください。
電話によるお問合せは、この説明書をよく読んで、なお分からない場合に限るようお願いします。
- 受付時に申請内容等について色々お聞きしますので、免許申請書類等の提出は、内容を十分説明できる方が行ってください。したがって、郵送・宅配便等による申請受付はしていません。
なお、この申請書類を提出できる方は、個人申請の場合は申請者本人、法人申請の場合は役員、従業員等、又は、申請者から委任を受けた行政書士（その補助者を含む。）等の方です。
- この「申請の手引」は、免許申請書に記載した事項に変更があった場合、変更届等を提出する際の参考となりますので、免許を受けた後も大切に保管しておいてください。
- 免許更新の申請は、免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に手続きをすることが必要です。
- 変更届出事項がある場合は、変更が生じた日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。
- 「申請の手引」の内容は変更になる場合もありますので、都市整備局のホームページも御覧ください。

都市整備局住宅政策推進部不動産課

目 次

◆免許を受けられない者	1
(1) 宅地建物取引業の免許のあらまし	2
1 免許制度の概要	2
■ 宅地建物取引業とは	2
■ 免許の区分	2
■ 免許の有効期間	3
2 免許を受けるための要件、審査等	3
■ 免許申請者	3
■ 免許の要件	4
■ 免許要件等の審査	4
■ 事務所について	4
■ 専任の取引士	6
■ 政令第2条の2で定める使用人	7
(2) 東京都知事免許の申請等	8
1 免許申請手続（フローチャート）	8～9
■ 免許申請書類作成に当たっての留意事項	10
■ 免許の更新申請手続について	10
■ 免許申請に必要な書類	11
2 新規免許を受けた後の手続	12
■ 営業保証金の供託	12
■ 保証協会に加入する場合	13
■ 取引士の「勤務先」等の変更登録申請	13
■ 「標識の掲示等」の義務	13
3 免許換えの申請手続	14～15
4 免許申請書の作成	16
■ 作成上の共通注意事項	16
■ 各面の共通記入要領等	16
■ 各申請書類の作成、記入要領等	17～34
5 営業保証金供託済届出書の作成	35
6 名簿登載事項変更届出書等の作成	37
■ 「名簿登載事項変更届出書」の作成、記入要領等	37
■ 変更届出等書類一覧説明書（法人・個人）	38～46
7 廃業等届出書の作成	47
■ 「廃業等届出書」の作成、記入要領等	47
8 営業保証金の取戻し手続	49
■ 官報公告原稿用紙の記入例	50
(3) 国土交通大臣免許の申請等	56
1 免許申請手続（フローチャート）	57
■ 免許申請に必要な書類	59
2 変更届出等書類一覧説明書	60～61
3 その他	62～63
◎ 免許を受けた後「標識の掲示等」の義務	36
◎ 用紙販売所（都庁内）の御案内図	52
◎ 宅地建物取引業免許申請Q&A	53～55
◎ 市区町村コード表（東京都・近県）	64～65
◎ 各都道府県「免許担当課」一覧表	66
◎ 担当窓口（問合せ先）	67